

令和2年7月31日招集

7月定例総会 議事録

新潟市中央農業委員会

令和2年度7月 新潟市中央農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和2年7月31日(金)午後4時00分から午後4時42分

2 開催場所 江南区役所 3階 302会議室

3 出席委員 (15人)

1番 虎澤栄三 2番 石山和徳 4番 小戸田修子

5番 鈴木健二 7番 山岸信一 9番 内藤浩一

10番 谷澤康雄 11番 坂井雄一 12番 塚原幸夫

13番 鈴木金一 14番 別所正幸 15番 神田和博

16番 石塚絹代 18番 仁多見繁隆 19番 齋藤茂博

4 欠席委員 3番 渡邊芳枝 6番 小熊義信 8番 成田誠一

17番 田中さとみ

5 議事日程

第1 議事録署名委員選出

第2 議事

(1)農地部会所掌

議案第29号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第30号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第31号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について

議案第33号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について

報告事項 農地の転用事実に関する照会書について

報告事項 農地法第4条転用届出に関する受理について

報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

報告事項 農地所有適格法人の要件確認の報告について

(2)農政振興部会所掌

議案第32号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

(3)その他

6 農業委員会事務局職員

事務局次長 佐藤敏宏 事務局次長 小林友衛 農政振興係長 八百板恵

管理係主査 遠藤文博

7 会議の概要

小林次長	<p>それでは、これより7月定例総会を開会いたします。欠席届が出ておりますので、報告いたします。3番渡邊芳枝委員，6番小熊義信委員，8番成田誠一委員，17番田中さとみ委員，以上4名でございます。新潟市中央農業委員会会議規則第4条の規定により，定足数を満たしており，会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。委員会会議規則第5条の規定により，虎澤会長から議長をお務めいただきます。どうぞ議長席へお願いします。</p>
議長(会長)	<p>7月定例総会の出席，大変ご苦勞様です。毎回，新型コロナウイルスの話をするわけですが，少し見方を変えますと，今年は長雨，日照不足により，農作物の生育が著しく悪く価格の高騰があり，それから今年度の米価の需要が落ちていて，年間22万トンくらい消費量が落ちるのでは，と新聞に出ていました。コロナも大変ですが，農家にとりましては，作物の栽培に難儀をしている方が多いかと思えます。畑も水が飽和状態で，これから野菜を作付しようとしても，畑の状態が良くなく，栽培ができない状況が続いています。このように農家にとりまして，新型コロナウイルスの他に，いわゆる異常気象も続いているということで，ご苦勞されているか，と思えますが，がんばっていただきたいと思えます。</p> <p>それでは議事録署名委員について，お諮り申し上げます。議事録署名委員については，私に一任いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>異議なし，ということでありますので，私の方でご指名申し上げます。18番仁多見繁隆委員，19番齋藤茂博委員を指名いたします。議事に入る前に，総会の議長についてご提案申し上げます。委員会会議規則第5条の規定によると，総会の議長は会長が務めることとなっておりますが，両部会の所掌に関する議事につきましては，それぞれの部会長から議長を務めていただき，その他については，私が議長を務めることを提案いたします。いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長(会長)	<p>異議なし、ということですので、農地部会の所掌に関する議事につきましては、鈴木農地部会長さんから、また、農政振興部会の所掌に関する議事につきましては、別所農政振興部会長さんから議長を務めていただき、その他について私が議長を務めることといたします。最初は、農地部会の所掌に関する議事ですので、議長は、鈴木農地部会長と交代いたします。</p>
議長(農地部会長)	<p>今朝の雨が嘘のように晴れわたって、いよいよ梅雨明けかと思われる天気になりました。是非とも、早く明けてもらいたいと思っています。それでは議事に入ります。</p> <p>議事の都合上、追加の議案第33号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、議案第29号農地法第4条許可申請に関する処分決定について、議案第30号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、議案第31号相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について、の順番に審議を進めることとし、一括して事務局の説明をお願いいたします。</p>
佐藤次長	<p>事務局次長の佐藤でございます。申し訳ありませんが、着座のまま、私の方からご説明させていただきます。</p> <p>初めに、今月の議案に係る地区毎の申請件数をご説明いたします。本日配布の地区別議案件数及び報告事項件数をご覧ください。農地法第3条許可申請に関する意見決定が、大江山地区で1件、横越地区で2件の計3件です。農地法第4条許可申請に関する処分決定が、大形地区で1件です。農地法第5条許可申請に関する処分決定が、大江山地区で4件、横越地区で3件、亀田地区で1件の計8件です。相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定が、横越地区で1件です。今月の議案件数は合計で、13件となります。また、私からは、調査委員会に付されていない案件をご説明し、調査委員会に付されている案件は、この後の各調査委員長からの報告をもって説明に代えさせていただきます。</p> <p>それでは、議案第33号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、をご覧ください。1ページの大江山地区第1号は、売買により所有権を移転するものです。譲受人が、経営規模の拡大を図るため申請に至りました。申請地は、江南区直り山の畑2筆 196㎡で、農用地区域外です。譲受人は、5月総会でも申請地の周辺農地を購入しており、農地の集約化を進めているようです。譲受人世</p>

	<p>帯の経営面積は、90.42 a で、農業従事者は1名、農作業経験に問題はなく、必要な農機具も所有しています。また、経営に供すべき農地は、すべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められます。以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>ありがとうございました。それでは、調査委員会の調査結果について第1地域の報告をお願いいたします。</p>
<p>第1地域調査委員長</p>	<p>第1地域調査委員会の調査結果について、報告いたします。調査案件は、第4条申請が1件、第5条申請が4件でした。</p> <p>まず、議案第29号農地法第4条許可申請についてです。議案書1ページ1号は転用者の代理人から事情聴取しました。自己所有の農地を露天駐車場に転用するものです。転用者は、建設用機械の整備や販売を行う会社を経営しており、業務拡大により駐車場が不足したため、申請に至りました。申請地は東区津島屋3丁目の畑1筆2,571㎡です。農地区分は、宅地や事業用地に囲まれた10ha未満の小集団の農地であることから第2種農地であると判断されます。資金は自己資金で賄います。転用にあたり、土留め、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。</p> <p>次に、議案第30号農地法第5条許可申請についてです。2ページ1号は転用者から事情聴取しました。農地を贈与により取得し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、現在居住しているところでは手狭となったため、親の農地を譲り受け、個人住宅を建築することとなり、今回の申請に至りました。申請地は江南区丸山ノ内善之丞組の畑2筆457㎡です。農地区分は、申請地から500m以内に教育施設が複数あり、前面道路に水道管と下水道管が埋設されていることから第3種農地であると判断されます。資金は借入金で賄います。転用にあたり、土留め、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。2ページ2号は転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買により取得し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、現在、借家に住んでいますが、個人住宅を建築する計画を立て、</p>

	<p>物件を探していたところ、この申請地が見つかり、今回の申請に至りました。申請地は江南区大洲の畑2筆163㎡です。農地区分は、集落内にある10ha未満の小集団の農地であることから第2種農地であると判断されます。資金は自己資金で賄います。転用にあたり、土留め、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。2ページ3号は転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買により取得し、建売住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、需要が見込めるこの申請地に建売住宅を建築する計画を立て、今回の申請に至りました。申請地は江南区大洲の畑4筆1,586㎡、同時利用地を含めた総面積が1,682㎡です。農地区分は、集落内にある10ha未満の小集団の農地であることから第2種農地であると判断されます。資金は自己資金と借入金で賄います。転用にあたり、土留め、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。2ページ4号は転用者から事情聴取しました。農地を売買により取得し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、現在、借家に住んでいますが、個人住宅を建築する計画を立て、物件を探していたところ、この申請地が見つかり、今回の申請に至りました。申請地は江南区北山の畑1筆129㎡です。農地区分は、10ha以上の農地の集団性があるため、第1種農地ですが、住宅で集落に接続して設置されるため許可できるものです。資金は借入金で賄います。転用にあたり、土留め、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。以上です。</p>
議長(農地部会長)	<p>ありがとうございました。続きまして、第2地域の報告をお願いします。</p>
第2地域調査委員長	<p>11番坂井です。第2地域調査委員会の調査結果について、報告いたします。調査案件は、農地法第3条許可申請が2件、第5条許可申請が4件、相続税の納税猶予が1件でした。</p> <p>初めに、追加議案第33号の1ページ横越地区2号は、譲渡人から事情聴取しました。農地を売買によって取得するものです。譲渡</p>

人が遠方に居住しており、農地の管理ができないため、譲受人に所有権を移転するため、申請しました。申請地は、江南区小杉の畑1筆 700 m²で農用地区域内です。譲受人世帯の経営面積は、500.62 aで、農業従事者は2名、農作業経験に問題はなく、必要な農機具も一式所有されています。経営する農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。次に、同じく1ページ横越地区3号は、譲受人から事情聴取しました。農地を売買によって、取得するものです。経営規模を拡大したい譲受人と譲渡人との間で話がまとまり、申請に至りました。申請地は、江南区駒込の畑3筆 898 m²で、農用地区域内です。譲受人世帯の経営面積は、108.96 aで、農業従事者は2名、農作業経験に問題ありません。経営する農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。

次に、議案書3ページ農地法第5条許可申請についてです。初めの、横越地区5号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、現在アパートに住んでいますが、祖父所有の土地を借り受け、新たな住宅を建築するため、申請に至りました。申請地は、江南区木津3丁目の畑1筆 198 m²で、農地区分は、集落内の10ha未満の小集団農地であることから、第2種農地と判断されます。資金は、金融機関からの借り入れで賄います。転用にあたり、周辺農地に被害が及ばないように土留めを設置し、汚水は公共下水道へ、雨水は土地改良区の排水路へ排水することから、許可するに問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。次の横越地区6号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、現在実家で生活していますが、独立するため、申請に至りました。申請地は、江南区横越上町2丁目の畑1筆 348 m²です。農地区分は、前面市道に上水道と下水道が埋設されており、500m以内に小中学校及び歯科医院があることから、第3種農地と判断されます。資金は、母親からの借り入れで賄います。転用にあたり、周辺農地に被害が及ばないように土留めを設置し、汚水は公共下水道へ、雨水は民地内の側溝へ排水することから、許可するに問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。次の横越地区7号は、転用者の代理人から事情聴取しました。

	<p>農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、戸建て住宅を建築するため、申請に至りました。申請地は、江南区横越川根町4丁目の畑2筆 280.73㎡です。農地区分は、市街化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断されます。資金は、金融機関からの借り入れで賄います。転用にあたり、周辺に農地はありません。また、汚水は公共下水道へ、雨水は前面市道の側溝へ排水することから、許可するに問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。次の亀田地区8号は、転用者の代理人から事業聴取しました。農地に賃借権を設定し、現場事務所、露天駐車場敷地に一時転用するものです。転用者は、土地区画整理事業を施工するため、申請に至りました。申請地は、江南区亀田早通の畑12筆 2,704㎡です。農地区分は、農用地で転用は原則不可ですが、一時転用のため、例外的に許可できるものです。資金は、自己資金で賄います。転用にあたり、周辺農地に被害が及ばないように緩衝地を設け、汚水は便槽を設置し、雨水は自然浸透とすることから、許可するに問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。次に、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてです。4ページ横越地区1号は、願出人から事業聴取しました。納税猶予の適用を受ける農地は、江南区小杉と藤山の田18筆 19,412㎡、畑4筆 3,661㎡の計22筆 23,073㎡です。申請地は被相続人が死亡の日まで農業を営んでいた農地であり、願出人の現在の経営状況を確認し、引き続き農業経営を行うと認められることを確認しました。以上です。</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>ただいまの事務局の説明及び各調査委員長の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、追加の議案第33号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定することとし、事務局から市長へ回答をお願いします。次に、本冊1ページの議案第29号農地法第4条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものと決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。次に、本冊2ページから3ページまでの議案第30号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものと決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。次に、本冊4ページの議案第31号相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について、審議いたします。適格と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、適格と決定いたします。続きまして、報告に移ります。報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項農地の転用事実に関する照会書について、報告事項農地法第4条転用届出に関する受理について、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理について、本日追加の報告事項農地所有適格法人の要件確認の報告について、一括して事務局の説明をお願いします。</p>
佐藤次長	<p>報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてです。議案書の5ページをご覧ください。曾野木地区第1号は、農業経営基盤強化促進法による貸し借りで、貸し人が当該農地を売</p>

却するため、合意解約したものです。亀田地区第2号は、慣行小作による貸し借りで、貸し人が当該農地を売却するため、合意解約したものです。亀田地区第3号は、農業経営基盤強化促進法による貸し借りで、貸し人が当該農地を一時転用するため、合意解約したものです。

次に、報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理についてです。議案書の6ページをご覧ください。大形地区で1件、横越地区で2件の計3件の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。

続きまして、報告事項農地の転用事実に関する照会書についてです。議案書の7ページ、8ページをご覧ください。新潟地方法務局から記載の12件について、照会がありました。大形地区で3件、大江山地区で7件、鳥屋野地区で1件、亀田地区で1件の照会で、現地確認のうえ、すべて非農地と回答しておりますので、ご報告いたします。

続きまして、報告事項農地法第4条転用届出に関する受理についてです。議案書の9ページをご覧ください。石山地区で1件、鳥屋野地区で1件の計2件の届出を受理しましたので、ご報告いたします。

続きまして、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理についてです。議案書の10ページから12ページをご覧ください。石山地区で1件、大形地区で1件、大江山地区で1件、鳥屋野地区で4件、亀田地区で3件の計10件の届出を受理しましたので、ご報告いたします。

続きまして、追加の報告事項農地所有適格法人の要件確認の報告についてです。本日、配布の報告事項農地所有適格法人の要件確認の報告についてをご覧ください。農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条第1項の規定により、毎事業年度終了後3ヶ月以内に事業の状況等を、その農地の所在地を管轄する農業委員会に報告することとされています。また、農業委員会は、提出のあった報告書に基づき、農地所有適格法人が、農地法第2条第3項各号の要件を満たさなくなる恐れがある時は、その法人に対し必要な指導勧告をすることができると規定されています。管内の法人は、今年から株式会社トマーテ、農事組合法人あけぼのクラブ、株式会社新潟高橋農園、農事組合法人カメヨコが加わり22法人となりました。今年度は、22法人全てから報告をいただいております。

	<p>す。最初に1の法人形態です。株式会社が7法人、有限会社が4法人、農事組合法人が10法人、合同会社が1法人で、いずれも法人形態として適正です。次に、2の事業要件ですが、法人が生産する農産物販売や農業関連事業による売上高が総売上の過半であることで、農業以外の売上がある法人は、1番ナーセリー上野の簡易工事、4番エーエフカガヤキの除雪事業、5番木津みずほ生産組合の営農型発電による売電事業、10番アグリライフの講師料と経費負担収入であります。農業売上の割合は記載のとおりで過半であることの要件を満たしています。また、そのほかの18法人は全てが農業による売上です。3の構成員要件ですが、構成員とは株式会社は株主、持分会社は社員、農事組合法人は組合員で、議決権を有する者となります。年間150日以上農業に従事する農業常時従事者の議決権が構成員全体の過半であることが要件となります。記載のとおり農業常時従事者の議決権の割合は過半で、いずれも要件を満たしております。4番目の役員要件は、構成員かつ農業常時従業者である理事などの役員が役員総数の過半であること。と、構成員かつ農業常時従業者である役員または重要な使用人の1人以上が農作業の年間従事日数が60日以上であることが要件となっています。記載のとおり22法人すべてが1人以上で要件を満たしております。記載のとおり、22の法人が要件を満たしていることを、先日開催の農地部会の分科会で確認しておりますので、ご報告いたします。以上で、説明を終わります。</p>
議長(農地部会長)	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、報告を終わります。以上で、農地部会所掌の議事は終了しましたので、議長を別所農政振興部会長と交代いたします</p>
議長(農政振興部会長)	<p>総会の出席、ご苦勞様です。早速ですが、農政振興部会所掌の議事に入ります。着座にて進めさせていただきます。</p> <p>別冊議案第32号新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>

<p>農政振興係長</p>	<p>振興係の八百板です。別冊の議案第32号について、着席のままにて、説明させていただきます。</p> <p>表紙をめくっていただきますと地区別実績表の合計となっております。こちらは、農地中間管理事業以外の案件に係る地区別実績表の合計となっております、3件、12,429㎡です。次ページをご覧ください。こちらの表は、新規分となります。利用権設定が大江山地区2件、所有権移転が両川地区1件で、12,429㎡です。続きまして、次ページが利用権設定による契約内容となっております。表の右上のカッコの数字がページ数となります。契約内容ですが、相対で契約した案件で、土地改良費を貸し手が負担し、賃借料を口座振替により支払うことで、合意した内容となっております。2ページをご覧ください。こちらは、売買による所有権移転の契約内容となっております。契約内容ですが、譲渡人が高齢により規模縮小するため、双方で契約し合意した案件になります。次に3ページをご覧ください。こちらは利用権移転の案件です。移転を受けるものが耕作した方が効率的なことから、双方で合意した案件になります。なお、契約内容はそのまま引き継ぎます。以上が、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による新潟市農用地利用集積計画です。最後のページをご覧ください。会長から市長への公告依頼の案となっております。公告については、一番下段に記載しているとおり、8月17日からとなっております。ご承認後は、産業振興課へ公告依頼をさせていただきます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
<p>議長(農政振興部会長)</p>	<p>今ほどの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
	<p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長(農政振興部会長)</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。原案のとおり承認するに異議はありませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
<p>議長(農政振興部会長)</p>	<p>異議なし、ということですので、原案のとおり承認と決定いたします。以上で、農政振興部会所掌の議事は終了しましたので、議長を虎澤会長と交代いたします。</p>

議長(会長)	<p>鈴木農地部会長さん，別所農政振興部会長さん，ありがとうございます。以上で，議事として提案した案件について終了しましたが，その他として，委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長(会長)	<p>それでは，事務局から何かありませんか。</p>
小林次長	<p>本日，お配りした資料1 令和2年8月中央農業員会業務予定表をご覧ください。左が会長，農地部会関係，右が農政振興部会関係，その他となっております。農地法関係の許可，届出ですが，5日，14日，24日が届出の締切日，11日が許可申請の締切日となっております。17日は，午前10時30分から県農業会議の常設審議委員会がJA新潟ビルで行われます。虎澤会長からご出席をいただきます。20日は，午後3時から6農業委員会連絡協議会が新潟グランドホテルで行われます。虎澤会長と山岸会長職務代理者からご出席いただきます。24日は，午後1時30分から地域別農業委員会代表者研修会が新潟県トラック会館で行われます。山岸会長職務代理者からご出席いただきます。26日は，午後1時から入札室で東ブロック対策委員会が，また301会議室では南ブロック対策委員会が開催されます。午後2時からは第1地域調査委員会が入札室で予定されております。27日は，午後1時から入札室で亀田・横越ブロック対策委員会が開催されます。午後2時から第2地域調査委員会が入札室で予定されております。8月定例総会は，31日月曜日の2時から302会議室で開催いたします。業務予定については，以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>ただ今，事務局から報告，説明がありましたことについて，何かご質問，ご意見はありませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長(会長)	<p>他に事務局からありませんか。</p> <p>(なし)</p>

議長(会長)

他にないようですので、以上で7月定例総会を閉会いたします。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 虎澤栄三

署名委員 仁多見繁隆

署名委員 齋藤茂博
